

市町村における認定農業者に対する支援措置(令和6年度)

・支援分野の内容: 1. 経営の安定を図るための支援 2. 経営規模拡大のための支援措置 3. 生産基盤・機械・施設整備の支援 4. 税制制度 5. その他

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福島市	スマート農業実装支援事業	市内に住所のある下記の農業者・法人 ア)認定農業者、認定新規就農者、農家3戸以上で構成する団体:補助率1/2、上限150万円 イ)上記以外の販売農業者:補助率1/3、上限100万円	スマート農機具導入に係る経費の一部を補助する	令和6年4月中旬～	予算の範囲内	農業企画課 024-525-3726	3
福島市	農業経営安定化支援事業	当年産農産物を補償の対象とする収入保険及び果樹共済に加入した認定農業者	支援対象者が納めた収入保険の保険料及び果樹共済掛け金の10%を助成する。	通年	-	農業振興課 024-525-7720	4
伊達市	青色申告支援事業	認定農業者他	青色申告への取り掛かり始めとして、JA記帳代行サービス経費の初年度分を支援	通年	予算の範囲内	農政課 024-573-5635	1
伊達市	農業保険助成事業	認定農業者	収入保険料の10%補助 果樹共済保険料の15%補助(5万円上限)	通年	-		1
伊達市	大型特殊免許取得補助	認定農業者	大型特殊免許取得費用の補助費用の50%(5万円上限)	通年	-		5
桑折町	果樹共済加入促進事業(掛金助成)	果樹共済に加入する認定農業者	認定農業者の加入者に対し掛金の20%助成できるよう農業共済組合に助成金を交付する。 ※参考:一般農業者は掛金の10%	共済加入時期に準ずる	10名程度	産業振興課 024-582-2126	1
国見町	青色申告支援事業	認定農業者他	収入保険加入要件の青色申告への取り掛かり始めとして、JA記帳代行サービス経費の初年度分を支援	令和6年4月～	予算の範囲内	産業振興課 024-585-2986	1
国見町	認定農業者等免許取得支援事業	認定農業者他	大型特殊免許、けん引免許取得等の費用一部補助	令和6年4月～	予算の範囲内		5
二本松市	二本松市認定農業者育成事業	農業生産団体、農業法人及び集落営農組織	機械や施設を整備する経費について補助・・・補助対象事業費の10分の2以内 ※補助対象経費の限度額は農業生産団体等は800万円、集落営農組織は1,200万円 ※国庫、県費補助等を活用して事業を実施する場合は各々の補助金の合計額が事業費の10分の4に満たないものについて10分の4に達するまでの額を限度に補助	通年	予算の範囲内	農業振興課 0243-55-5116	3
本宮市	本宮市認定農業者育成事業	本宮市内に住所を有する認定農業者を中心に組織された「農業生産団体」及び「集落営農組織」または経営規模を拡大する認定農業者(個人)	施設や機械等の整備に要する経費の一部を補助する。 補助率:組織に新規就農者を含む場合は3/10以内、その他1/4以内 補助対象事業費:下限額:100万円 上限額:集落営農組織:1,200万円 その他:800万円	通年	-	産業部 農政課 0243-24-5385	3
郡山市	郡山市農業経営改善モデル経営体育成事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等	税理士、公認会計士等による経営改善アドバイス(各種相談対応、記帳支援、経営分析、次年度計画作成等) ・費用 無料 ・回数 3回程度(希望者宅に訪問)	令和6年6月～11月	予算の範囲内	農業政策課 024-924-2201	5
郡山市	郡山市産地担い手育成支援事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等	ご自身が選んで参加する実践研修、研修会への出席、視察等の費用を補助 ・補助額:対象経費の2分の1以内 ※上限額 技術研修:5万円、視察研修:1万円 ・要事前申請	令和6年6月～12月	予算の範囲内		5
郡山市	郡山市新規就農者等マーケットメイキング事業	認定農業者(初回)、認定新規就農者、農業法人等	専門家のアドバイスによる農産物のブランディング(パンフレットのデザイン制作、農産物をPRするウェブサイトの開設・改良等)の支援 ・補助額:対象経費の2分の1以内 ※補助上限額 500千円 ・要事前申請	令和6年8月～令和7年3月	予算の範囲内		1

郡山市	農業相談日	-	農業・農地に関する相談・お悩みごとについて、地元の農業委員との相談会 ・主な内容 農地の売買・賃借、農地の転用、遊休農地の活用、新規就農、農業者年金 ・開催場所 郡山市農業委員会事務局、各行政センター(富田、大槻を除く)(※) ・開催日時 毎月1回午前10時～(※) ※詳細は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日程表をご確認ください。	通年	-	・農業委員会事務局 024-924-2481 ・各行政センター(富田、大槻を除く) 電話番号は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日程表をご確認ください。 https://www.city.koriyama.lg.jp 郡山市ウェブサイトから「農業相談」で検索	5
三春町	三春町農業近代化基盤整備事業	認定農業者	農業用施設、農業生産用機械の購入に対して1/3以内上限40万円の補助。 *中古品においては、耐用年数期間内のもの	通年	予算の範囲内	産業課 農林グループ 0247-62-2112	1
小野町	スマート農業推進事業補助金	①認定農業者 ②人・農地プランの中心経営体 ③集落営農組織	農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に記載のある機械等の購入費及び設置費 補助率:2分の1以内(上限50万円)	通年	1名	産業振興課 0247-72-6938	2
小野町	夢のある農業者育成推進事業・経営規模拡大推進事業	①認定農業者 ②指定組織等	農業振興地域内で、認定農業者及び指定組織等10a以上の農用地の利用集積を行った場合、借り手に下記助成金を交付 10a当たりの額()内は認定農業者等以外の交付額) 借受期間口 新規/再認定(期間満了後再認定) 3年以上6年未満 5,000円(4,000円) / 3,000円(2,000円) 6年以上10年未満 15,000円(12,000円) / 12,000円(9,000円) 10年以上 20,000円(16,000円) / 16,000円(12,000円)	通年	1名		2
鏡石町	鏡石町農業経営規模拡大支援事業補助金	認定農業者・農地中間管理事業または利用権設定により水稻の経営規模を拡大する農業者	機械等の購入補助 ・50a以上100a未満 1/3以内、上限50万円 ・100a以上 1/3以内、上限100万円	通年	2名	産業課 0248-62-2118	2, 3
天栄村	農業経営規模拡大支援事業補助金	【対象者】 認定農業者 【条件】 水稻作付面積2ha以上で賃借面積50a以上の拡大	【対象経費】 営農に要する機械・設備等の経費 【補助率】 50a以上1ha未満 1/3以内(上限50万円) 1ha以上 1/3以内(上限100万円)	通年	予算の範囲内	産業課 農林振興係 0248-82-2117	2
石川町	収入保険加入促進事業	認定農業者他	収入保険料(掛捨て部分)の補助 (1)新規加入者 保険料×1/2 上限100千円 (2)既加入者 保険料×1/10 上限なし	通年	予算の範囲内	農政課 農政係 0247-26-9126	1
玉川村	新規就農者確保促進事業	認定農業者、青年等就農計画認定者	農業を営むための初期投資に要する経費の補助。事業費の1/2以内。	通年	3名	産業振興課 0247-57-4627	1
浅川町	浅川町農業担い手育成支援事業補助金	・浅川町に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者又は認定新規就農者及び認定新規就農者が過半数で構成された3戸以上の組織 ・町税等を滞納していない世帯であること ・同居者を含め、浅川町暴力団排除条例(平成24年浅川町条例第1号)に規定する暴力団員等でないこと	50万円以上100万円以下(消費税は含まない)の農業用機械等を購入する場合、対象経費の10分の1を補助し、100万円以上(消費税は含まない)の農業用機械等を購入する場合、対象経費の10分の2を補助し、100万円を上限とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。	通年	予算の範囲内	農政課 0247-36-1183	1
浅川町	新規就農者支援事業補助金	町内に住所を有し、かつ年齢が18歳以上55歳未満の認定新規就農者又は認定農業者であり、5年以上町内に居住し、就農することを誓約する者	・独立自営型就農者は500,000円(共同型就農の場合は750,000円) ・親元就農者は300,000円(共同型就農の場合は450,000円)	通年	予算の範囲内		5
浅川町	農地流動化推進助成金	農業経営基盤強化促進法により認定農業者又は認定新規就農者に対して利用権の設定をした所有者及び借受けた認定農業者等	認定農業者等へ農地を貸付けた設定内容により、農地の所有者及び認定農業者等へ、10aあたり2,500円～10,000円で上限500,000円を助成	通年	予算の範囲内		2
白河市	農業の未来をつくるスマート農業推進事業補助金	認定農業者、認定新規就農者、3者以上の農業者で構成される団体	スマート農業機械の導入支援 補助率 1/2 補助上限 100万円(事業費500万円未満)、150万円(事業費500万円以上)	別途公表	予算の範囲内	農政課 0248-82-1111(内線40)	3

白河市	白河市畑作物生産支援事業補助金	認定農業者、認定新規就農者、3者以上の農業者で構成される団体	トマト、キュウリ、ブロッコリー、果樹の生産に係る施設、設備、機械等の整備、修繕、再整備 補助率、1/2、補助上限 100万円	別途公表	予算の範囲内	0248-22-1111(内2249)	3
西郷村	西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業	農業経営改善計画認定者(認定農業者)、青年等就農計画認定者(認定新規就農者)	農林水産省のスマート農業技術カタログに掲載されている機械等の導入に要する経費に対し100万円(補助率1/2)を限度に補助する。	通年	予算の範囲内	産業振興課 農政係 0248-25-1116	3
西郷村	未来に受け継ぐ持続可能な農業推進対策事業	農業経営改善計画認定者(認定農業者)、青年等就農計画認定者(認定新規就農者)	新たに省力化や労働時間削減につながる機械等及び農業生産の効率化に資する機械等の導入に要する経費に対し30万円(補助率1/2)を限度に補助する。	通年	予算の範囲内		3
西郷村	西郷村野菜等生産振興対策事業	野菜等の生産、加工および販売をしている者のうち、生産、加工および販売を拡大する計画を有する者等	(1)農業用機械および設備(購入金額150千円以上)1/3で30万円を限度。 (2)農業用パイプハウス(設置費用および付帯設備を含む)(購入金額500千円以上)2/5で50万円を限度。 (3)農業用資材等(50千円以上)定額で10万円を限度。	通年	予算の範囲内	産業振興課農政係 0248-25-1116	3
泉崎村	認定農業者会 経営改善ステップアップ事業	認定農業者	土分析助成	通年	予算の範囲内	産業経済課 0248-53-2430	1
泉崎村	認定農業者会 経営改善ステップアップ事業	認定農業者	堆肥利用助成事業	通年	予算の範囲内		1
泉崎村	認定農業者会 経営改善ステップアップ事業	認定農業者	堆肥分析助成事業	通年	予算の範囲内		1
中島村	中島村人材育成事業補助金	中島村内に居住していること	農業研修等に要した費用に対する1/2補助	通年	10名	企画振興課 0248-23-2113	5
矢吹町	矢吹町担い手機械導入事業補助金	①町内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者 ②過去5年以内に当該交付金を受けていない者	①50万円以上の農業機械 ②10万円以上のICT等を活用した農業機械 ※1台のみ対象となります ※汎用性のある機械及び国・県の補助を受ける農業機械は除く 購入金額(税抜)の1/10以内(上限10万円) (100円未満の端数は切り捨てる。)	通年	予算の範囲内	農業振興課 0248-42-2115	3
棚倉町	棚倉町担い手農家支援対策事業	・認定農業者(見込の者を含む) ・認定新規就農者 ・園芸作物の経営規模が20a以上の生産農家 ・農地所有適格法人 又は農地所有適格法人以外の法人 ※過去に当該助成金及び棚倉町担い手農家支援対策事業補助金を受けている農業者は対象外	農業用機械及び農業用施設等の導入に要する経費の一部を補助 ・助成対象経費の1/3以内(上限50万円) ・農業用機械は20万円以上、農業用施設(ビニルハウス等を含む)等は15万円以上の導入経費が対象 ※汎用性の高いパソコンや軽トラック等は対象外	通年	予算の範囲内	産業振興課 農林係 0247-33-2113	3
矢祭町	農業機械等導入支援事業	国県の補助がない50歳以上で就農される方、認定農業者、認定新規就農者	農業用機械・農業用施設導入補助(汎用性のあるものを除く) 補助率:1/2(上限50万円)	通年	5(件)	事業課 産業グループ 0247-46-4576	3
鮫川村	鮫川村未来をつなぐ多様な農業担い手応援事業	認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織	内容:農業機械等の購入、農業施設整備費 30万円以上が対象で中古可※軽トラック、バックホーなど農業以外に使用可能な汎用性のあるものを除く 補助率:事業費の1/2、50万円上限	令和6年4月～令和7年3月末日	5名	農林商工課 農林畜産係 電話0247-49-3113 FAX0247-49-3363	3
会津若松市	会津若松市農業経営資金利子補給事業	【認定農業者資金】 ・会津若松市の区域内に住所を有していること。 ・認定農業者であること。	民間金融機関の融資に対して利子補給を行う。 ・償還期限 …貸付初年度から7年以内 ・貸付限度額(1経営体あたり) …認定農業者資金:500万円以内 ※青色申告を行っている場合は800万円以内 ・利子補給率 …福島県農業近代化資金の基準金利及び利子補給率	通年	予算の範囲内	農政課 0242-23-9973	1,2,3
会津若松市	スマート農業導入支援事業	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・地域計画において将来の農地利用を担う経営体 ・人・農地プランにおける地域の中心経営体	農業経営の改善に取り組む農業者に対して、スマート農業導入費用の一部を助成する。 なお、対象となる機械・設備については、「農林水産省が定めるスマート農業技術カタログ」に掲載されている機械等に限る。	令和6年5月23日～令和6年6月14日	予算の範囲内		1,2,3

磐梯町	磐梯町農業経営資金利子補給事業	町内在住の認定農業者及び認定新規就農者 ※原則、認定を受けている期間のみ利子補給の対象となる。	農業経営資金の認定農業者利用貸付限度額1,000万円、認定新規就農者利用貸付限度額300万円に対して、農業近代化資金の基準金利の10/10を年利率として、認定農業者利用10年以内、認定新規就農者5年以内で利子補給を行う。	通年	予算の範囲内		1
磐梯町	磐梯町就農支援事業	町内在住、かつ町内で新たに就農される方 ※認定新規就農者または近く認定農業者を目指す方、もしくは認定農業者で認定後おおむね3年以内の方 ※8年以内に離農又は町外に転出した場合等は要返還	農業経営の初期投資に係る経費の10/10以内の額で、最大300万円の補助を行う。	通年		産業振興課 農林係 0242-74-1217	1
西会津町	園芸用パイプハウスリース事業	本町が認める機関等での研修を修了した新規就農者や規模拡大を図ろうとする生産者で健康な土づくりによるミネラル栽培に取り組む方	本町が整備したパイプハウスをリースする。リース料は、パイプハウスの整備に要した経費の3割程度を12年の分割で毎年納入いただきます。(標準規格1施設につき耐雪型は年間33,000円を基準として積算)なお、リースにあたっては審査があります。	令和6年7月～令和6年8月	予算の範囲内	農林振興課 0241-45-4531	2
西会津町	ミネラル栽培土壌分析支援事業	ミネラル栽培野菜の販売農家または販売農家を目指す方	新たなほ場の土壌診断に要する経費について開始から3年間全額支援。4年目以降は3年ごとに自己負担による診断が必要になります。	令和6年10月～令和6年11月	予算の範囲内		1
三島町	三島町農産事業基金(新規就農支援事業等資金)	認定新規就農者、認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに農業を始める際に必要な営農費及び生活費を支援する。 ・貸付期間は10年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は300万円 	通年	-	産業建設課 産業建設係 0241-48-5566 http://www.town.mishima.fukushima.jp/	4
三島町	三島町農産事業基金(就農研修支援資金)	新規就農研修体制整備事業による新規就農研修者(三島町の農地等を利用し新規就農希望する65歳までの者)	<ul style="list-style-type: none"> ・就農研修期間中の生活費を支援する。 ・貸付期間は5年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は月額上限50,000円 	通年	-		4
三島町	新規就農研修体制整備事業	新規就農研修者の受入農家(三島町内に住所を有する営農者)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入農家への謝礼。 ・新規就農研修者1名につき月額58,000円 	通年	予算の範囲内		4
三島町	農業者支援育成事業補助金	認定新規就農者、認定農業者、農業法人、集落営農等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械、生産資材等への補助。 ・10万円を超えるものに対し、購入費用の1/2以内かつ30万円を上限に補助。 	通年	予算の範囲内		4
金山町	金山町農業用機械購入事業補助金	認定農業者(水稲1ha又は畑作物0.5haを経営し、町税等の滞納がない者)等	農業用機械本体及び艀装等の購入費補助(補助率2/3以内、認定農業者の補助上限額2,000千円)	通年	-	農林課 0241-54-5321	3
金山町	金山町農業経営支援事業支援金	認定農業者及び認定新規就農者のうち、田の経営農地75a以上を有し、3年以上の利用権設定を行った借り手等	利用権設定で借りた農地面積の合計10aあたりに3,000円を乗じて得た額等を支援	通年	-		1
金山町	耕作放棄地再生事業補助金	認定農業者等で500㎡以上の耕作放棄地等を再生し、当該耕地に再生後3年間作付けを行い生産物を出荷する者	耕作放棄地再生に係る重機等の経費及び委託料を補助(認定農業者の補助率4/5、補助上限額1,000千円)	通年	-		2
昭和村	担い手農業者経営強化支援事業	認定農業者 認定新規就農者 地域計画(人・農地プラン)にて中心経営体に位置付けられている方	所得向上及び地域農業の振興、農地の有効活用を図るために、販売を目的に行う農業生産に必要な農機具を導入する農業者に導入費用の一部(個人:50% 団体:75%)を補助します。	通年	-	産業建設課 産業係 0241-57-2117	3
下郷町	農用地利用集積推進事業	農地を借りて農業経営を行う町内在住の農業者	3年(更新は5年)以上の土地利用権設定に対し助成金を交付。単価10a当たり1,800円～15,000円(年数、面積等により助成単価変動) ※認定農業者又は認定新規就農者は補助単価に4,000円を上乗せ	通年	-	農林課 農政係 0241-69-1188	1, 2

下郷町	地域特産作物栽培支援事業	町内で農業を営む町内在住の販売農家	アスパラ、トマト、いんげん、にら、きゅうり、高菜、花き全般、そば、花豆、水稲を生産販売する農家に対し栽培に必要と認められる資材代や一部品目については種苗代を補助。 補助率: 1/2以内 (認定新規就農者は10/10以内) 補助上限: 認定農業者30万円 その他農家15万円 認定新規就農者50万円	通年	-	下郷町農業再生協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1, 2, 3
下郷町	有害鳥獣被害防止対策事業	町内に住所・耕作地を有する農業者	鳥獣害対策設置資材購入費の1/2の額を補助。 ①電気柵設置事業(上限15万円) ②防護ネット設置事業(上限10万円) ③緩衝帯整備事業(上限5万円) ④爆音機設置事業(上限5万円)	通年	-	下郷町鳥獣被害対策協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1
下郷町	夢ある農業担い手育成支援事業 ①新規就農者研修支援事業 ②新規就農者経営支援事業 ③新規農業経営法人化支援事業	①② ・下郷町認定農業者及び認定新規就農者 ・農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者 ③下郷町認定農業者、集落営農団体	担い手の確保と本町農業の振興を図るため、新規就農者等に補助金を交付。 ①新規就農者研修支援事業 8万/月×12ヵ月(最大) ②新規就農者経営支援事業 10万/月×36ヵ月(最大) ③新規農業経営法人化支援事業 法人登記申請時の費用の一部を助成 (上限15万円)	通年	-		1
下郷町	有機堆肥活用推進事業	町内で農業を営む町内在住の販売農家	販売用作物に施用した有機堆肥の購入費用の1/2の額を補助。 ※作物毎に補助対象量の上限有	通年	-	下郷町農業再生協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1
下郷町	そば等級検査支援事業	町内認定農業者でそばを販売用に生産する者	そばの等級検査に係る検査手数料及び検査に必要な袋代の一部を補助。 ①検査手数料250円/袋 ②袋購入費用76円/袋 ※自らが生産したそばの等級検査を受けた手数料 ※等級検査受検のため新たに購入した袋 (検査袋数のみ)	通年	-		1
只見町	夢ある農業応援事業	認定農業者、地域の担い手他	農業に必要な、規模拡大・高付加価値・生産コスト削減・省力化につながる機械の購入費用(消費税相当額を除く)。なお、汎用性の高い機械等(トラックやバックホーなど)は対象外。残存耐用年数2年以上の中古機械も可とする。 ※R4～R6のうち1回限り、予算の範囲内での補助 <補助率> 事業費の30%以内 耕作面積に応じて上限あり。	通年	予算の範囲内	農林建設課 農林係 0241-82-5230	2, 3
只見町	優良農地確保支援事業	認定農業者、地域の担い手他	国・県補助等に該当しない、農地の土層改良・区画拡大・暗渠排水及び湧水処理に要する工事費が10万円以上の事業に係る工事費 <補助率> 事業費の70%以内	通年	予算の範囲内		3
只見町	畑地有効活用支援事業	認定農業者、地域の担い手他	畑に作物を作付けし、販売した場合、町から補助金を支給。 ※条件として、所有又は利用権設定をし、同一作物を5a以上作付けしていること。 <補助率> 定額補助	通年	予算の範囲内		1

南相馬市	多様な担い手育成・確保事業補助金(新規就農者給付金事業)	認定農業者 他	45歳以上65歳未満で青年等就農計画あるいは青年等就農計画と同等の計画であることを認定された方に、給付金を交付します。 ●補助額 月額4万円(最大3年間)	通年	予算の範囲内	農政課 振興係 0244-44-6807	1.2
南相馬市	多様な担い手育成・確保事業補助金(農業用機械購入支援事業)	認定農業者 他	経営面積30a以上、または農産物販売金額が50万円以上で畑作物等の生産・流通・販売等を行う新規就農者、並びに新規就農者を雇用する方に、機械購入費を支援します。 ●補助率 3/4以内 補助上限額 100万円	通年	予算の範囲内		3
南相馬市	多様な担い手育成・確保事業補助金(農地賃借料支援事業)	認定農業者 他	旧避難指示区域内で営農するため農地を借入れた者を対象として、農地賃借料を補助します。 ●補助額 5千円/10a 補助上限額 15万円(最大5年間)	通年	予算の範囲内		5
南相馬市	多様な担い手育成・確保事業補助金(移住就農者家賃支援事業)	認定農業者 他	市外から移住した雇用就農者を含む新規就農者に、家賃を補助します。 ●補助率 旧避難指示区域内 3/4 その他区域 1/2 補助上限額 月額6万円(最大2年間)	通年	予算の範囲内		1.2
南相馬市	多様な担い手育成・確保事業補助金(農業資格取得支援事業)	認定農業者 他	新規就農者または農業法人等に正規雇用された方に、農業用資格を取得する費用を補助します。 ● 補助額(定額) 準中型自動車第一種免許 8万円 中型自動車第一種免許 9万円 中型自動車第一種免許(限定解除審査) 4万円 大型自動車第一種免許 17万円 大型特殊自動車第一種免許 5万円 けん引自動車第一種免許 7万円	通年	予算の範囲内		1.2
南相馬市	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	認定農業者 他	市内でハウスの新規設置、規模拡大、更新、修繕をするために必要な費用を補助します。 ●補助率 1/3以内 補助上限額 30万円	通年	予算の範囲内		3
南相馬市	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	認定農業者 他	市内で園芸作物、花卉、果樹を新たに、又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費、果樹の改植に係る費用を補助します。 ●補助率 種代 2/3以内 苗代 1/2以内 果樹の改植代 4万円/10a	通年	予算の範囲内		1.2
南相馬市	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	認定農業者 他	市内で振興作物(ブロッコリー・ネギ・タマネギ・キュウリ)を新たに又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費を補助します。 ●補助率 種苗代 定額 ※緑肥種子代については3千円/10aを上限とする。 保険掛金(保険方式部分) 2/3以内	通年	予算の範囲内		1.2
南相馬市	スマート農業技術導入促進事業	認定農業者 他	スマート農業技術(土地利用型、野菜、果樹、花き、畜産計30種類)を導入する場合に補助します。 ●補助率 1/2以内 補助上限額 100万円	通年	予算の範囲内		1.2
南相馬市	スマート農業技術導入促進事業	認定農業者 他	農業用ドローン操縦ライセンスを取得する場合に補助します。 ●補助率 1/2以内 補助上限額 10万円	通年	予算の範囲内		農政課 環境整備係 0244-44-6115
南相馬市	スマート農業技術導入促進事業	認定農業者 他	農業用機械の自動操舵システムを導入する場合に補助します。 ●補助率 2/3以内 補助上限額 150万円	通年	予算の範囲内	1.2	

南相馬市	肉用牛肥育農家経営支援事業補助金	認定農業者 他	市内の肉用牛繁殖農家より肉用牛肥育素牛を落札購入した費用の一部を補助します。 ●補助率 1頭あたり購入費用1/10以内 補助上限額 5万円/頭	通年	予算の範囲内		1,2
南相馬市	販路開拓等支援事業補助金	認定農業者 他	市内で生産された農林水産物、及び農林水産物を原材料として開発・改良した商品を、販路開拓等のために商談会等に出展する場合に補助します。 ●補助率 1/2 補助上限額 10万円	通年	予算の範囲内	農政課 振興係 0244-44-6807	5
広野町	スマート農業導入支援事業	①認定農業者又は農業改善計画が設定される見込みの者 ②認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者 ③本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者 ④農業者が組織する本人格を持たない団体で、本町で農作業を行う者	①～④ ・農業技術の向上や生産の効率化に資する ICT機器及びロボット技術の導入に要する 経費の2/3以内の額で100万円限度 ・当該経費において国等の補助を受ける 場合は、国等の補助残額の2/3以内とし、 上限100万	通年	予算の範囲内	産業振興課 0240-27-4163	3
富岡町	富岡町農業ステップアップ(経営発展)支援事業	下記のすべての要件を満たす方が対象です。 (1) 町民であって、町内において農業経営を行う、認定農業者または代表者が認定農業者である農作業受委託組織(農業法人、集落営農組織を含む)であること。 (2) 町税等の滞納がない方。 (3) 前年度の経営規模が30a以上または農産物販売額が50万円以上の方。	経営規模拡大に伴う、①農業用機械／②農業用施設／③農業資材(種苗木のみ)の導入費の一部を補助します。 なお、本事業の申請は1経営体あたり1回限りいたします。 【補助率】1/2 【補助上限額】1,500,000円 【下限事業費】500,000円 【補助対象とならないもの】 ・国県等の補助金の交付を受けているもの ・汎用性の高い機械 ・消耗品及び備品等	令和6年4月～令和7年3月	予算の範囲内	産業振興課 農業振興係 0240-22-2111	2
浪江町	浪江町農業担い手確保のための支援事業(農業法人参入促進支援事業)	町内で農業を営む法人で (1) 認定農業者又は認定新規就農者 (2) 交付申請日において町内で農業経営を開始して3年以上ある者又は1年以内に農業経営を開始することが確実である者 (3) 交付終了後5年以上本町で農業経営を継続する者等の要件を満たす者	ア 耕作又は養畜の事業を行うために賃借権の設定をした農地の賃借料等の額又は特定農作業受委託契約を結んだ農地の委託者へ支払う額 補助額: 農地の賃借料等 補助率は2分の1以内とし、10a当たり5千円及び1経営体当たり年間25万円を限度 イ 事務所や作業場、宿舍等として使用するために賃借する土地及び建物の賃借料の額 補助額: 事務所等の賃借料 月額10万円を限度。ただし、賃借料が10万円未満の場合はその金額	通年	予算の範囲内	農林水産課 農政係 0240-34-0245	1
浪江町	浪江町農業担い手確保のための支援事業(スマート農業導入支援事業)	(1)から(4)のいずれかに該当する者 (1) 認定農業者又は農業経営改善計画が認定される見込みの者 (2) 認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者 (3) 本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者 (4) 農業者が組織する法人格を持たない団体で本町で農作業を行うもの	ア 農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術の導入に要する経費 イ ICT機器及びロボット技術利用に要する経費。ただし、通信費は除く 補助額: ア、イともに補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度	令和6年度中	予算の範囲内		2